

【確認事項】

- ①世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていないこと
- ②世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者がいないこと
- ③他自治体から今回の給付金（3万円）の支給を受けていないこと

(注) 「お知らせ」が届いた方であっても、該当していない事項がある場合はご連絡ください。

※確認書の提出期限は**4月30日(水)**です。(必着)

(2) 上記以外で支給要件に該当となる世帯（申請が必要な世帯）

当町で、令和6年度住民税非課税世帯と確認ができなかった世帯です。おもに、令和6年度の住民税申告がされていない方（未申告の方）で構成された世帯です。

この給付金を受けるには、申請期限までに、令和6年度の住民税申告をしていただく必要があります、その申告結果により、世帯の方全員が非課税であると判断される場合、その世帯主は、申請により給付金を受け取ることができます。該当されると思われる世帯主は、下記窓口へ申し出てください。

また、DV等の事情により、住民票を動かさず、朝日町に避難中の方も、非課税世帯であれば給付金をご自身が受給できる可能性があります。申請期限までに電話等でお問い合わせください。

※申請の提出期限は**4月30日(水)**です。(必着)

〈今回の給付金の対象外となる世帯〉

- 令和6年12月14日以降の転入者等のみで構成される住民税非課税世帯
(令和6年12月13日において当町の住民基本台帳に登録されていることが要件となるため。)
- 住民税課税者の扶養親族等のみからなる令和6年度の住民税非課税世帯
- 租税条約に基づく免除を受けている方を含む世帯
- 既に、他市町村から、本給付金と同趣旨の給付金を受給した世帯と同一の世帯または、この世帯の世帯主であった方を含む世帯
- 令和6年度住民税課税の方がいる世帯

問い合わせ先 保険福祉課 TEL 377-5659



介護付き老人ホーム

エクセレントあさひ

★要介護1以上の方からご入居頂けます。
★中・重度の方や認知症の方、ご入居可能です。
★看取りについてもご相談ください。
★ご入居時、退院時送迎致します。

～「ゆ」っくり・「た」のしく・「か」そくのように豊かな生活がテーマです～

ぜひ一度見学にお越し下さい!

医療法人 福島会
すべての人に微笑みを
—医療・介護を通して地域社会に貢献する—

376-2008 心くじまだより 検索

三重郡朝日町小向2064-1

有料広告掲載欄